

(意見書案第 24 号)

日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しに関する意見書

政府は、11月26日の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、日本型直接支払制度の創設及び経営所得安定対策等の見直しを行うこととし、その制度設計の全体像が決定されたところである。

今回の日本型直接支払制度の創設は、農業・農村が果たしている環境保全や地域政策などを重視する多面的な機能に対するものであり、世界的な農政の潮流に即したものとして評価できるものである。

しかし、農地維持支払や資源向上支払において、北海道と都府県との交付単価に差があることや、地方自治体に財政負担を求めるなど法制化に向けては課題も残されている。

一方、経営所得安定対策においては、てん菜の基準糖度や数量払単価の改定が行われるなど、これまで北海道が主張してきたことが認められたが、米の生産調整の見直しにおいては、需給調整の機能を発揮してきた生産数量目標配分の5年後の廃止をはじめ、米の直接支払交付金も半減した上で30年産から廃止、さらには米価変動補填交付金の廃止など急激な制度変更は、需給と価格の変動を招き、生産調整に協力してきた多くの稲作農家の不安や生産現場の混乱を生じさせている。

北海道の農業・農村は豊かな自然と広大な土地資源を活かし、生産性の高い専門的な経営を主体に、我が国の食料供給地域として役割を果たすとともに、地域経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

よって、国においては、北海道をはじめとした農業者が将来にわたり安心して農業経営が続けられるよう、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国民の食料の安定供給の基本原則である自給率向上の視点に立脚して制度設計の具現化を図ること。
- 2 日本型直接支払制度の創設に当たっては、農業・農村の振興の視点に立ち、新たな地方負担が生じることなく、全額国費で実施すること。
また、支払単価においては、都府県と北海道に差を生じさせることのないようにすること。
- 3 国民の主食である米の需給の安定を図るため、国による一定の生産調整機能の関与を残し、主要食糧法の趣旨を踏まえた適切な対応と稲作農家経営の安定に十分配慮すること。
また、水田のフル活用等に向けて、地域の裁量で活用可能な産地交付金について、十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月13日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣

} 宛